

# 幼児教育・保育の無償化

10月から幼稚園・保育所・認定こども園等の利用料が無料になります（一部対象外あり）

問子育て支援課 ☎内線342

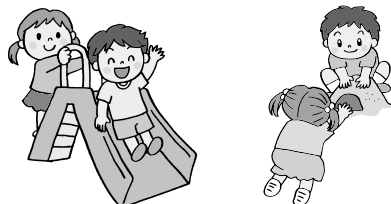
子育て世代の負担軽減を図るため、消費税増税分を財源とし、10月から保育料や一部の子育て支援サービスの利用料が無料になります。

児童の年齢、認定区分、児童の属する世帯の所得に基づく階層区分、利用施設、利用サービスにより無償化される範囲が異なります（下表参照）。

対象となる児童の保護者へは、利用している施設を通じて、制度の内容、必要とする申請等のご案内をしています。お手元に届かない場合は、お問合せください。

## 【今後のスケジュール】

- ▶ 7月中旬：施設等利用給付認定申請書の受付（施設経由）
- ▶ 9月：認定通知書送付
- ▶ 10月以降：無償化開始。利用サービスの内容により、利用料の積算手続きは異なる見込み。



## 【無償化の対象（10月以降）】

対象となる世帯	児童が利用している施設 認定区分・年齢区分		無償化の対象範囲					
			保育料	主なサービスの利用料 (保育の必要性が認定された児童の世帯のみ)				
				預かり保育	一時保育	病児・ 病後児保育	ファミリー・ サポート・ センター事業	認可外 保育施設
◎ 3～5歳児の 全世帯	幼稚園(※1)	新制度移行園	全額(※2)	月額1.13万円まで(※3)				
		新制度未移行園	月額2.57万円まで(※3)					
◎ 0～2歳児の うち住民税非 課税世帯のみ	認可保育所		全額(※2)	月額1.13万円まで(※3)				
	認定こども園	1号認定児	全額(※2)					
		2・3号認定児	全額(※2)					
	小規模保育施設等		全額(※2)					
保育の必要性が 認定された児童 の世帯のみ	認可外保育施設・ ベビーシッターなど	3～5歳児	月額3.7万円まで(※3)					
		0～2歳児	月額4.2万円まで(※3)					

※1 幼稚園は、子ども・子育て支援新制度に移行した園と、移行していない園とで無償化の取扱いが異なります。新制度未移行園を利用の場合、「就園補助金」は9月分で終了となります。

※2 保育料は徴収しません。

※3 月額上限額を上回る部分は実費負担となります（複数のサービスを併用した場合は合算）。

※ 認可保育所等で利用する「延長保育料」は無償化の対象外のため、実費負担となります。

その他、利用施設が設定する諸費は実費負担となります。

※ 表に記載のない障害児通園施設や企業主導型保育事業などを利用の場合は、各施設へお問合せください。

### 用語解説

1号認定児：教育認定（3・4・5歳児）

2号認定児：保育認定（3・4・5歳児）



3号認定児：保育認定（0・1・2歳児）

## 【給食費】

現在、給食の提供にあたっては、認定区分に応じて、主食費（ご飯・パンなど）と副食費（おかず）の取扱いが異なります。

10月以降、認可保育所等を利用する2号認定児の給食費には副食費が加算されますので、現在の支払額よりも増額（額は施設ごとに相違）となる見込みです。

なお、一部（年収360万円未満相当の世帯に属する児童など）は副食費の免除があり、対象者へは個別にご案内します。

		現 行		10月以降
		1号認定児	2号認定児	1・2号認定児 (共通化)
保護者負担	主食費 ご飯・パンなど  国基準額は月額3,000円	実費負担	実費負担	実費負担 (一部免除あり)
	副食費 おかず  国基準額は月額4,500円			
保育料	世帯の階層 区分に基づく 町基準額	負担	負担	無償化

※ 3号認定児は主食費・副食費共に保育料に含み、実費負担なし。